

令和6年11月15日  
九州地方整備局  
熊本河川国道事務所

## 江津湖で『外来水草除去作業』を実施します

緑川水系下流域の加勢川をはじめとする各河川、水路等に繁殖している外来生物の水草（ボタンウキクサ等）は、繁殖力が強く、繁茂すると、水門・樋門等のゲート操作に影響するなど治水上悪影響を及ぼすこともあり、また、環境、利水、漁業などに悪影響をもたらします。

そのため、水前寺江津湖公園の湖面に繁茂している外来水草を、加勢川へ流出する前に除去し、下流域の河川管理施設等及び漁業等への影響を低減するとともに環境保全を図ることを目的に、協議会全体の活動として外来水草除去作業を実施します。

1. 日 時： **令和6年11月21日（木）14:00～16:00**（小雨決行）

2. 実施場所：水前寺江津湖公園（熊本市東区健軍5丁目14番2号地先）

3. 参加機関：

◎緑川水系水草対策連絡協議会

熊本県：土木部河川課、県央広域本部土木部、上益城地域振興局

熊本市：河川課、北東部農業振興センター、西南部農業振興センター、  
東区土木センター、南区土木センター

嘉島町

国土交通省 熊本河川国道事務所

◎河川協力団体

加勢川開発研究会、NPO法人天明水の会、NPO法人みずのとらベル隊

◎一般社団法人 熊本市造園建設業協会

総勢50名程度

※取材を希望される場合は、11月20日（水）12:00までに、下記担当者まで、「（別紙1）取材者送信票」を提出願います。

担当：河川管理課 建設専門官 内田

電話 096-382-1136（河川管理課直通）

**※大雨洪水警報等発表の場合は 中止することがあります**

【問合せ先】

緑川水系水草対策連絡協議会 事務局

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所

河川管理課長 高場（たかば）

建設専門官 内田（うちだ）

TEL：096-382-1111（代表）

TEL：096-382-1136（直通）

## ● 水草除去作業箇所付近（下江津湖）位置図



水前寺江津湖公園の駐車場 1 に駐車してください。  
※駐車場 1 が満車の場合は、駐車場 2 に駐車してください。

## ● 昨年度の除去作業の様子



※報道関係者 様

別紙 1

国土交通省 九州地方整備局  
熊本河川国道事務所 河川管理課 内田 宛  
(FAX : 096-382-0647)

『令和6年度 緑川水系水草対策連絡協議会 水草合同除去作業』

取材者送信票

【開催日：令和6年11月21日(木) 14:00～16:00】

機 関 名	取材人数・氏名	代表者連絡先
	名 氏名 氏名 氏名 氏名	所属(部署) 氏名 連絡先(住所・TEL)
	・フルネームでご記入ください。 ・最小限の人数でお願いします。	

※現地での取材・撮影を希望される方は、当送信票により事前申込みをお願いします。

申込み期限：令和6年11月20日(水) 12:00まで

※手書き記入で結構です。

# 江津湖でよく見かける『外来水草』



## 外来生物を増やさないためには

悪影響を及ぼすおそれのある  
外来種を

飼育・栽培している  
外来種を

すでに野外にいる外来種を  
他地域に

**入れない！ 捨てない！ 拡げない！**  
**一人一人の行動が大切です！**

### 外来種・侵略的外来種・特定外来生物とは

『外来種』とは、過去あるいは現在の自然分布域外に導入（人為によって直接的・間接的に自然分布域外に移動させること）された種であり、生存し繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、無性的繁殖子を含むものをいいます。

『侵略的外来種』とは、外来種のうち、わが国の生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすものをいいます。

『特定外来生物』とは、生態系等に係る被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるものとして、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）によって規定された外来生物（生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。）をいいます。同法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指します。

※『外来種』は、過去あるいは現在の自然分布域外に生息している生物を指し、国外から導入された国外外来種と、国内の自然分布域外に導入された国内外来種に分けることができます。  
外来生物法の『外来生物』は、国外由来の外来種のみを指します。